



ベトナム社会保険に関する法改正について

北陸銀行 国際部
ベトナムバンクトレーニー
西尾 拓

1. はじめに

2018年1月1日より施行予定の、社会保険に関する政府規定についてまとめたいと思います。この規定では、社会保険の加入対象者が、「労働許可証を有する外国人労働者」にまで拡大されること、そして、「社会保険料の算定基準となる所得対象が拡大される」ことが改正のポイントとなります。今回の改正により、企業にとっては、社会保険料納付の負担額が増加し、業績に影響する可能性があります。

2. 社会保険制度について

ベトナムにおける社会保険は、労働者強制加入の保険と、任意加入の保険があります。強制加入の社会保険については、以下の制度が定められています。

保険項目名	認定条件	給付金	休暇
疾病	<ul style="list-style-type: none"> ・労災以外の疾病の場合、保険省が規定する医療施設からの証明書が発行されたとき ・疾病に罹った7歳未満の子の看病の為に休職する必要があるとの証明書を、認可された医療施設から発行されたとき 	【一時金】 ・傷病により休暇した労働者に対し、基準給与の75%を給付	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料納付期間15年未満の場合、最大30営業日 ・子の看護の際 子が3歳未満の場合、最大20営業日 3歳以上7歳未満の場合、最大15営業日
妊娠 出産	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中、出産を控える女性労働者 ・社会保険に加入している男性労働者の妻が出産する場合 	【一時金】 ・基準給与の2か月分 【毎月給付金】 ・女性労働者の場合、出産休暇中、基準給与の100%を給付	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険に加入している男性労働者は、妻が出産する場合に5営業日の休暇を取得可能 ・出産する女性労働者は、出産前及び出産後を含む6か月間の出産休暇を取得可能

労災、 職業病	<ul style="list-style-type: none"> ・職場及び労働時間中に発生した災害 ・雇用主の指示により通常の場合以外、又は労働時間外に発生した災害 ・住居と就業場所との往復(適切な時間及び往復経路)で発生した災害 ※上記災害により労働能力が5%以上低下した時 	<p>【一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働能力の喪失率が5%である場合、基準給与の5倍に相当する金額 ※喪失率の低下が1%進むごとに基準給与の0.5倍が加算 ・社会保険納付済年数に応じ、別途給付金支給 <p>【毎月給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働能力が31%低下している場合、基準給与の30%が支給 ※能力が1%低下するごとに基準給与の2%が加算 ・社会保険料納付済年数に応じ、別途給付金支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災による退職を想定しているため規定無し
退職 年金	<ul style="list-style-type: none"> ・20年以上社会保険料を納付している ・60歳以上の男性又は55歳以上の女性 	<p>【一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記年齢条件を満たすが、社会保険料納付期間が20年未満の場合、基準給与の2か月分の一時金が支給 <p>【毎月給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準給与の45%(社会保険料納付期間に応じ増額) 	<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし
遺族	<p>以下の労働者が死亡した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険料を納付している労働者 ・労災、職業病により死亡した労働者 ・退職年金の受給者、失業中で労災給付金を受給している者 	<p>【一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者が死亡した月の基準給与の10か月分 <p>【毎月給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準給与の50%(被扶養者が居ない場合、70%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし

【社会保険法に関する政府法令58/2014/QH13より一部抜粋】

3. 社会保険制度の加入対象者の拡大について

2018年1月1日以降、社会保険制度の加入対象者が変更となります。詳細は、以下の通りです。

《社会保険の加入対象者拡大範囲》		
	現行	変更後
内容	3か月以上の雇用契約又は無期雇用契約のあるベトナム人	左記に加え、 ・1か月以上3か月未満の有期契約の労働者 ・労働許可証を有する外国人労働者

2017年末迄の法制度下では、ベトナム人労働者のみが社会保険加入対象であり、外国人労働者は対象外でした。一方で、2018年からは、ベトナム人以外の労働者についても社会保険の加入対象者となり、保険料納付義務が発生します。この変更による問題点を次項にて説明します。

4. 社会保険加入対象拡大による問題点

問題点は大きく分けて2点あります。「期間限定の駐在員まで保険加入対象となるか不明」という点と、「保険料の個人負担分を誰が負担するか」という点です。

(1) 派遣駐在員の保険加入について

上述の社会保険制度の概要の通り、社会保険は、基本的にベトナムにて長期間勤務を続けることで対価が得られます(退職年金等)。

一方、ベトナム現地法人へ派遣される外国人(日本人)は期間限定(2年~10年程度)での派遣が主であり、日本でも社会保険料を負担しています。

保険料納付期間が20年未満の場合、払い込んだ保険料は全額掛け捨てとなってしまう事から、負担のみが増加します。

(2) 保険料の個人負担分について

ベトナムにおける保険料の負担割合は、右表の通りとなります。

保険社会保険料 負担割合	会社	個人	合計
	17.5%	8.0%	25.50%

【政令44/2017/ND-CP2017より】

保険料の個人負担分については、掛け捨てとなる

ことが分かりながら外国人駐在者に個人負担させる事は雇用契約の観点から困難であると考えられます(外国人駐在者の場合、給与契約はネット保証《控除後の入金金額での雇用契約》となるケースが多いため)。結局のところ、外国人駐在者の社会保険料は、企業側が全て負担するケースが大半ではないかと想定されます。

5. 社会保険料算定基準の所得基準が拡大することの影響について

下表の通り、2018年1月以降、賞与、その他福利厚生手当が従業員の所得額として算入されます。これにより、ほぼ全従業員の給与所得額(基準給与額)が上方修正され、社会保険料の納付義務額が増加し、退職金についても支給額を上方修正しなければならなくなりました(退職金の金額が、給与所得額を基準にしているため)。

【現行】

項目	具体例
基本給	労働契約上の基本給与額
諸手当	役職・職位手当、責任手当、年功手当、重労働手当、危険手当、勤務地手当等 ※基本となる業務に付随して発生する報酬分を手当てするためのもの

【2018年1月1日以降】

項目	具体例
基本給	同上
諸手当	同上
福利厚生	賞与、社内規定による賞金、食事手当、ガソリン、電話、通勤費、家賃、ベビーシッター代、保育費、冠婚葬祭、労災時に企業が捻出した手当、その他

6. 社会保険料未納付の場合の罰金について

期限までに保険料を支払わない使用者(企業)に対して、違反が確認された時点で支払うべき保険料の12~15%が罰金として科せられます。ただし、75,000,000ベトナムドンを超えません(37.5万円程度。1円≒200ベトナムドン)。

7. おわりに

ベトナムにおける政府法令は、毎年のように更改が行われています。一方で、その運用面では不備が見受けられ、政令の施行が行われた後も実際の運用を行う行政区の担当者により、対応が相違するケースも散見されます。

今回紹介した社会保険制度に関する制度改定についても、行政区により対応が相違する可能性があることから、自社現法の所在行政区、周辺企業、顧問税理士、コンサルタント等との情報交換を密に行い、問題の発生しない対応を検討頂くことが必要です。

以上

<ご注意>文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。

記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださるようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局
〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F
(株)人材情報センター内
TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565
E-mail: info@chojo-hokugin.jp